

総情適第 48 号
総基用第 92 号
令和 7 年 9 月 16 日

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
代表理事 曾我部 真裕 殿
一般社団法人電気通信事業者協会
会長 島田 明 殿
一般社団法人テレコムサービス協会
会長 是枝 周樹 殿
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真 殿
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
会長 塩冶 憲司 殿

総務省大臣官房総括審議官 (情報通信担当)
藤 田 清 太 郎
総務省総合通信基盤局長
湯 本 博 信

通信履歴の保存の在り方について (要請)

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通信履歴の保存の在り方について、政府は、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0 (令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定)」において、「電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドラインの改正や通信履歴の保存の義務付けを含め検討する」こととしているところです。

また、近年、社会環境の変化として、SNS やインターネット上の掲示板等における誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通の高止まりを背景に、発信者情報の開示請求が増加傾向にあり、通信履歴の保存期間の経過を理由として発信者情報の開示が受けられないなど、具体的な課題が顕在化しています。

これらを踏まえ、総務省に設置した有識者会議である「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」及び「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」において、通信履歴の保存の在り方に関する検討を行い、本年 9 月、別添のとおり、取りまとめを行いました。総務省としても、取りまとめにおいて示された通信履歴の保存の在り方に関する考え方に沿って電気通信事業者等において各サービス内容に応じた業務の遂行上必要な通信履歴を保存いただくことが望ましいと考えております。

つきましては、上記の課題等を踏まえ、貴法人の会員事業者に対し、各会員事業者のサービス内容に応じた業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも 3 か月から 6 か月程度保存するよう周知いただきますようお願い申し上げます*。

※ 本要請は、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 2 条第 6 号に規定する行政指導に該当するものであり、処分 (同条第 2 号) に該当するものではありません。

なお、今後、総務省の有識者会議の場において、上記対応の状況等について御説明いただく機会を設定する可能性があることを申し添えます。また、別添を踏まえ、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン (令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号 (最終改正令和 6 年個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号)) の解説」の改正を予定しております。